

○薬局及び一般販売業の許可を受けた者の利用できる厚生大臣の指定する試験検査機関に係る事務の取扱いについて

(平成九年三月二七日)

(薬企第二七号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局企画課長通知)

薬局及び一般販売業の許可を受けた者の利用できる厚生大臣の指定する試験検査機関の指定については、平成九年三月二七日薬発第四一一号をもって通知されたところであるが、貴都道府県内の保健所において、都道府県知事が指定を適当と認めるものがある場合には、その試験検査機関の名称、所在地、連絡先及び依頼を受ける試験検査について、また、依頼を受ける試験検査の変更または追加を行う場合等必要がある場合にはその都度、当職までご連絡願いたい。なお、当該機関における指定に係る試験検査の業務実績等については、貴都道府県薬務主管課において把握されたい。

申請者が今回指定する保健所の利用を申し出た場合においては、当該保健所を利用する旨の念書及び試験検査計画書等の提出により、当該保健所を利用可能であることを確認することとする。ただし、薬局等構造設備規則第一条第一項第八号但し書き又は第二条第一項第七号但し書きに規定する試験検査設備及び器具のうち、当該保健所において利用できない試験検査設備又は器具に関しては、申請者が自ら備えるか、又は、他の厚生大臣の指定する試験検査機関を利用することにより担保することとする。

今後、他の保健所についても、体制の整ったものから順次指定するよう考えており、各都道府県においても引き続き検討し、該当する保健所について当職までご連絡願いたい。